

京都市指定給水装置工事事業者リスト(下京区)

平成23年10月21日現在

指定番号	指定工事事業者名	フリガナ	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	補給管契約候補者登録業者	漏水修繕登録業者
49	協和総合設備㈱	キョウワソウゴウキボウ	600-8885	京都市下京区西七条南月読町61	075-312-2820	075-312-8833		
50	㈱近畿設備	キンキキボウ	600-8365	京都市下京区丹波口通大宮西入丹波街道町312	075-351-2789	075-351-3659		
733	C R E A T E	クレイト	600-8882	京都市下京区西七条比輪田町5-1 アーネスト西大路901号	075-468-9603	075-468-9603		
176	佐々木住宅設備	ササキ ユウキキボウ	600-8046	京都市下京区御幸町通高辻下る榎屋町464	075-351-0127	075-351-0127		
77	須賀工業㈱	スガ コウギョウ	600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99四条SETL Ⅱ 4 F	075-221-9001	075-221-9021		
566	西田エンジニアリング㈱	ニシダ エンジニアリング	600-8203	京都市下京区屋形町23番1の603	075-671-6567	06-6968-2771		
136	㈱福田商会	フタダ ショウカイ	600-8193	京都市下京区六条通高倉東入骨屋町54-5	075-341-9295	075-351-7671		
139	富士工業所	フジ コウギョウ	600-8263	京都市下京区猪熊通七条下る下魚棚四丁目367	075-371-3910	075-371-5380		
146	古谷工業所	コヤニコウギョウ	600-8050	京都市下京区万寿寺通富小路東入堅田町595	075-351-2760	075-361-9087		
158	㈱宮崎水道工業所	ミヤザキスイドウコウギョウ	600-8847	京都市下京区七本松通花屋町上る朱雀分水町3	075-312-2815	075-313-5361		
746	㈱メイワ	メイワ	600-8008	京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町32番地京都パルビル2	075-223-5218	075-255-7973		
240	森本工業㈱	モリモトコウギョウ	600-8874	京都市下京区西七条西久保町22	075-313-6804	075-314-6719		
208	森本配管㈱	モリモトパイプ	600-8806	京都市下京区中堂寺壬生川町8-6	075-341-6251	075-341-3514		
645	㈱柳屋	ヤナギヤ	600-8823	京都市下京区花屋町通柳筋西入薬園町170-2	075-351-7107	075-351-7107		
170	㈱山本管工業	ヤマモトカウギョウ	600-8447	京都市下京区新町通松原上る御影町462-2	075-351-1092	075-351-1704		
173	㈱渡辺設備工業所	ワタナベキボウコウギョウ	600-8388	京都市下京区壬生川通仏光寺下る坊門町806-2	075-811-4854	075-821-5257		

補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について

指定給水装置工事事業者リストの補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者欄に記載されている 印については、局が発注する補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者として登録されている業者で、その旨、ホームページに掲載することを希望した指定業者です。

ただし、この登録業者との契約についても、お客さまと指定業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

漏水修繕登録業者について

指定給水装置工事事業者リストの漏水修繕登録業者欄に記載されている 印については、平日夜間・土日祝日・年末年始にお客さまが水道メーター下流側の緊急の漏水修繕を依頼されるときに、漏水修繕に関して上下水道局からの紹介を希望する指定給水装置工事事業者を上下水道局が登録してお客さまに紹介しています。

本日の待機業者については、担当の営業所へお問い合わせください。

漏水修繕工事の契約についても、指定業者とお客さまとの間で行っていただくものですので、工事内容や費用については、十分な説明を受けてください。

また、緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次の事項に十分ご注意ください。

- ・工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- ・工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- ・追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- ・請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。